

令和 3 年 第 3 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 3 年 6 月 8 日 (開会)

令和 3 年 6 月 10 日 (閉会)

日程第4 一般質問

○議長（伊藤敏夫） 日程第4 一般質問を行います。質問の通告がありますので、発言を許します。1番、伊藤秀明君。

（1番 伊藤秀明議員 一般質問席登壇）

○1番（伊藤秀明） 先ず以て、今日現在、県内のコロナ感染者の18人の死亡者に対しお悔やみと、25人の入院患者に対しお見舞いを申し上げます。

それでは新型コロナウイルス関連について3項目まとめて質問させていただきます。

まず最初にワクチン接種の進捗状況について質問します。

国はワクチン接種の優先順位を（1）医療従事者・約500万人、次に（2）65歳以上の高齢者・約3,600万人、そして3番目に高齢者以外で基礎疾患のある人・約1,030万人、高齢者施設などの職員・約200万人、最後に12歳以上の一般の人と定めています。

現在、接種が行われているのは（1）と（2）で高齢者への接種を7月末までに完了させることを目指していて、2月17日から医療従事者への先行接種を開始、4月12日から高齢者への優先接種を開始、そして、今月から12～64歳の一般向けの接種を開始すると報道されています。

一方、厚生労働省によるとメーカーからの副反応疑い報告が5月16日までにアナフィラキシーとして報告された事例は、943件あるとされています。

日本ではこのような状況下にある中、県内でも一向に収束しないコロナウイルスについて、県は秋田市で感染者が急増していることで、5段階に設定した独自の感染警戒レベルを秋田市に限り、3から4に引き上げ、家庭内での感染防止対策の徹底、県内でも大人数での旅行や混雑する場所への外出などを避けるよう呼び掛けていて、村を含む24市町村はレベル3を維持しているところでもあります。

2月19日の議会全員協議会でワクチン集団接種事業について、接種スケジュールを説明していて、65歳以上、1,173名についての高齢者については、4月中旬から接種を開始、7月末までに終了すると報告されていますが、村のワクチンの高齢者接種状況と65歳未満の接種の対応について、これまでの経過をお知らせください。

また、これからの推移として、接種にあたって副反応やキャンセルなどのトラブルはありませんでしたか。また、若い人も接種できるとすればインターネットなどで簡単に申し込みができるような仕組みも考えられませんか。

そして、まだまだ油断ができない状況下にあって、健康教室などで消毒・うがい・手洗い・マスクなどの使用方法の徹底や給付も視野に入れ、実施できないでしょうか。併せてお尋ねします。

次に子育て世帯に更なる給付金ができないかについてであります。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親、子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、こうした世帯を支援することを目的とした生活支援特別給付対策事業は、全国の多くの自治体でも対応しているところです。この度、県から児童手当受給世帯などに1万円の商品券を交付する運びとなりました。

村長は常日頃、村の子どもは宝であると言っていますので、そのことを念頭に置いて質問しますが、この度の村単独の赤ちゃん応援特別定額給付金制度については、本当にありがとうございます。県独自の生活応援事業の取り組みと併せ、村でも第2弾の地域応援商品券の発行を実施する旨、進めているようですが、子育て世帯が最大限に優遇されるよう、児童手当対象児童に一律に、村単独でさらに1万円を交付できないでしょうか。村長の考えを聞かせてください。

3点目は、農家へも持続化給付対策が必要ではないかという点を質問させていただきます。

当初予算において、種子購入に対する補助はありがたい訳であります。行政報告にもあるとおり、今年度において約10町歩が減反増加となっている状況です。他の市町村においては、主食用米以外の作付けに対し、各種補助金の支出もあります。コロナウイルスの影響は確実に秋の収穫に影響を及ぼし、価格の低迷が懸念されることは間違いないかと思われま。前回の質問では、村単独の融資資金は無理とのことでしたが、各金融機関が加入している小規模中小企業者用の貸出金、通称・マルカミ資金を農家が対象となるよう国、県へ要望してもらえないでしょうか、村長の対応をお聞きします。

○議長（伊藤敏夫） はい、答弁を許します。小林村長。

○村長（小林悦次） 新型コロナウイルス関連につきまして、お答えさせていただきたいというふうに思います。

最初にワクチンの高齢者接種状況等について、順次、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

ワクチン接種の進捗状況は、高齢者の対象者、1,173名に対して、1,017名の接種希望者がありました。5月接種分として、459名が2回目の接種を終了しております。今後6月11日、12日に1回目の接種を予定しており、2回目の接種は7月の2日、3日に459名の接種を予定しております。さらに高齢者施設等の接種につきましては、6月16日、23日に1回目、7月の7日、14日に2回目を113名に予定しております。この段階で村の高齢者接種率は、86.7%となりますけれども、接種希望者につきましては、7月14日時点で、

全員が終了するというようなことになっております。65歳未満の接種につきましては、ワクチンの入荷状況や医師の確保を考慮して、7月以降、少なくとも早い時期に実施をしたいと考えております。

続きまして、副反応につきましてであります。会場で具合が悪くなった方はおりませんでした。その他、後日、接種部位の痛みや腫れ、発熱のあった方はいましたけれども、数日中に沈静化したと伺っております。キャンセルにつきましては可能な限り、日程調整等を行うこととし、当日のワクチンに余りが生ずる場合には、会場のワクチン接種に従事している職員への接種を行っております。なお、高齢者の接種受け付けにつきましては、電話と郵送での返信の方法で行ってまいりましたけれども、大きなトラブルもなく、対応することができました。他の人口の多い市町村とは違い、電話や郵送返信での対応はスムーズで確実な受け付けとなっております。なお、質問のインターネットでの申し込みにつきましては、接種者の利便性を考えた場合、有効な手段と考えておりますので、他の市町村の状況を参考にしながら、システム構築を検討してまいります。

最後に集落巡回の健康教室につきましては、ワクチン接種完了後、集落の保健指導員や婦人会と連携し、密集・密閉・密接の三密にならないようにし、うがいや手指の消毒、マスクの着用を徹底して、感染防止に努めてまいります。

続きまして、子育て世帯に係る対応であります。

児童すべてではありませんけれども、新たな国のコロナ対策事業として、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金5万円が支給されることとなっております。今回の補正予算に計上しております。なお、国のコロナ対策として、低所得者世帯と児童手当受給者にはそれぞれ、1万円分の商品券が支給されます。また、村の事業としては、赤ちゃん応援特別定額給付金の10万円をはじめ、子宝祝い金は、第1子5万円。第2子以降50万円。第3子以降には毎月1万円を。児童手当については、3歳から15歳まで1万円。0歳から3歳までと12歳までの第3子の子どもさんには、1万5,000円を支給しております。さらには、高校生就学応援金としまして、毎月1万円を支給しているほか、保育園料、給食費、医療費、放課後児童クラブの利用料金を無料としております。そして、この度の2万円分の商品券の支給と、多種多様なかたちでの支援をさせていただいておりますので、今のところ、さらなる給付については、特別なことがない限りは、考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

3つ目の農家への持続化給付金等につきましてはのご質問であります。持続化給付金は、製造業、飲食業、小売業、そして農林漁業者など、幅広い業種の法人及び個人事業者を対象とした、令和2年度の国の給付金で、月額事業収入

が前年比で50%以上減少した月の事業収入額から試算した年間の事業収入額と前年の事業収入額との差額を給付するもので、法人は200万円。個人事業主は100万円が上限となっていたものであります。村が実施した持続化応援給付金は、令和2年3月から5月のいずれかの月の事業収入額が、前年同月比で20%以上減少した場合に、法人に30万円。個人事業主に10万円を給付しました。また、追加分として、6月から8月のいずれかの月の事業収入額が、前年同月比で15%以上減少している場合に、法人に30万円。個人事業主に10万円を給付したものであります。農家の方への持続化給付金ということですがけれども、新型コロナウイルス感染症の影響等により、米の需要が減少していたことから、令和2年度の農協の米の買取価格概算金が前年度と比較して、700円の減少となりましたが、減少率は約5%であり、村の事業継続応援給付金の給付基準としました15%に満たないことなどから、令和2年度には米農家に特化した給付金の制度は設けなかった経緯があります。村としては直接の減収支援ではなく、農家の経営意欲の減少を抑えることなどを目的に、令和3年度で主食用米等の種子購入費への助成制度を設けております。給付金制度を検討する場合は、税の申告をもとにした、年間事業収入額の比較による給付基準の設定などが考えられますが、国の持続化給付金事業は終了しておりますので、実施の可否については、今後の国の動向等も参考にしたいと考えております。なお、中小企業への融資制度に農家加わるように要望することについては、農家の融資は、農業に詳しい農協が主にこれまで担ってきており、信用保証協会の保証対象に農業が含まれていないことから、マルカミの融資ができないという現状があります。現行の制度変更を訴えるだけの根拠を示すことや、独自の融資制度を設けることは、難しいところがありますけれども、何かしらの対応ができないか、引き続き情報収集等に努めてまいりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤敏夫） はい、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 今回の答弁でキャンセルなどがあり、ワクチンを有効活用したとの報告もありますが、村長は接種しましたか。また16歳～64歳までの方は885名いるとのことですが、他の自治体では色々な優先順位を決めて実施する情報も流れてきております。また、神奈川県や岡山県のある自治体では米ファイザー製の接種対象年齢を現行の16歳以上から12歳以上に引き下げたようですが、村においては何か考えていますか。いずれ、新型コロナウイルスの収束にはほど遠く、オリンピック中止も懸念されている状況下、村のホームページにもあります、「こあぴよんからのおねがい」（資料提示）。すごくいいですよ。こあぴよんからのおねがいを再度呼びかけ、感染症対策として、今、村長が申し上げたように、マスク・うがい・手洗い・消毒・部屋の換気・不要不急

の外出をしない、密閉、密集、密接しない3密運動をあらためて強化し、ワクチンを打ったからといって油断せずに、再度、注意喚起をしてもらえませんか。

あと村長の選挙公約に、新型コロナウイルスの定期的PCR検査の実施を掲げておりますが、具体的な考えをお知らせください。

○議長（伊藤敏夫） はい、小林村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 3点について、お答え申し上げたいというふうに思います。

キャンセルにつきましては、事前キャンセルについては、調整が効きました。ただ、当日のキャンセルにつきましては、先ほども申し上げたとおり、即、対応しなければいけないというふうなことがありまして、ワクチン従事者、職員に急遽接種をして、ワクチンを捨てるようなこと、無駄にしないように対応を取らせていただきました。なお、私につきましては、この次の順番待ちで、順番どおりに接種させていただきたいというふうなことで、考えております。

それから、16歳以上の方々への接種につきましてはでありますけれども、ここにきて、先ほど議員からお話があったとおり、16歳からではなくて、12歳からというマスコミ報道もあります。これにつきましては、もしそのような対応を取ることになれば、即、村としては対応したいというふうに考えております。いずれ、16歳以上、64歳までの方々につきましては、仕事をもっておられる方々でありますので、できるだけ土、日の集団接種を考えております。それから、12歳から15歳までの方々のいわゆる中学生の方々につきましては、27名おられますので、もし、国の方での方針として年齢が下がった場合には、いろんな形で、全員の方々が接種できるような整備を、対応を取らせていただきたいというふうに考えております。

最後にPCR検査につきましてはであります。これにつきましては即、対応したいというふうなことで、いろいろ検討させていただきましたけれども、なかなか村単独で、即、対応するというのは難しい状況にありました。とりあえずは、他市町村の状況をみながら、対応できる段階になったら、やらせていただきたいというふうなことで、現段階では検討中とふうなことで対応しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤敏夫） はい、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 村には、コロナワクチンの対象者が2,058人ですか、いるとのことですが、村外で、村以外で接種された方は、どの程度おられるか把握していますか。また、他の市町村では、寝たきりなどで接種会場に来られな

い人について、訪問、往診などで対応するところもあると聞いていますが、村では無理ですか。

○議長（伊藤敏夫） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 村外での接種の状況については、現段階ではわかってはおりません。全国をネットワークとした、接種の状況を把握するソフトがあるのですが、それで、村内の住所を有する人が、村外で接種した状況が入ってくるのは、約1ヵ月ほど後になるということで、その部分については、最終的には情報は入ってきますけれども、現段階ではまだ入ってきていないという状況です。

それから、寝たきりの人ということですが、これにつきましては、高齢者施設の接種の時に、訪問と併せて実施するという予定になっています。

○議長（伊藤敏夫） はい、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） あと子育て世帯に対する給付金については、村長が今申し上げましたけれども、消極的です。100年に一度あるかの未曾有の事態ですので、これから未来を背負っていく子供たちに課税・非課税にかかわらず、平等に対応してもらいたいのので、昨年の6月ですか、子育て世帯応援臨時給付金として129人の児童に、1万円を支給していますので、第2弾として再度、交付するよう要望します。

少し言葉が過ぎるかもわかりませんが、税申告にあっては、サラリーマンなど給与者は控除される金額が決っていますが、営業者、農業者などの自営業者は色々な経費を控除できますので、不公平なところもあるように感じます。自分的には、非課税に拘る必要はないと思いますので、是非とも課税者にも交付できるよう配慮してもらいたいものです。

そして、村でしかできない、これらの取り組みを2人の現在の協力隊にわかってもらい、移住定住対策をアピールして、村へのお試し滞在体験なども取り入れてみてはどうですか。村長、答弁はありますか。

○議長（伊藤敏夫） 伊藤秀明君にお知らせします。

再々質問が終わっておりますので、3回までの答弁を満たしておりますので、ないことにします。

○1番（伊藤秀明） そうではありますが、時間内であれば、何度質問してもいいと聞いたように思いましたが。そうではないとすれば、今いった3問のことを、村長には検討してもらいたいのと思います。1問目はこれで終わります。

○議長（伊藤敏夫） はい、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 次に2問目に、建設工事競争入札制度について、質問させていただきます。

近年、隣県や各方面で公共施設の建設工事や修繕工事での贈収賄事件が聞か

れるようになりました。秋田でも先般、県工事を巡る官製談合容疑事件が発生したところですが、最低制限価格の推定が容易なものと、工事の種類によっては計算が複雑になるため、金額の推定が難しいものがあり、このような事例が発生したものと思われま。

このことを踏まえ、村においても専門分野の職員がいない中で、建設工事競争入札制度実施要綱にある、入札審査会のあり方が問われてくると思われま。県においては、最低制限価格と応札額が同額で一致したケースが13件あると報道されていますが、村にあっては近年に同様のもの、又は、ほとんど同額に近い案件はありましたか。お知らせください。

また他の市町村ではJV、共同企業体ですが、この入札も認めております。村においては過去には認めたケースがありますので、業者が限られる要綱の見直し、A級からD級、指名数も緩和できないでしょうか。

いずれ、これから保育園の建設工事なども予定されていますので、村の複数の業者が取り組めるよう、最大限の検討をしてもらいたいものですので、村長の考えをお聞かせください。

○議長（伊藤敏夫） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 建設工事競争入札制度についてというふうなことで、2つについて、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

最初の最低制限価格につきましては、村の要領が、平成28年の4月1日から一部改正されまして、それまで、入札会場で抽選によって、最低制限価格設定率を決定したものを、工事や管理費等ごとに、あらかじめ率を設定したもので、運用をしております。平成28年度以降の、村が発注した工事において、最低制限価格を設定したものは、平成29年度のコアニティーの建設工事1件のみでありますけれども、この入札につきましては、2回入札をしたものの、予定価格に達しなかったものであります。また、平成27年度以前の入札においても、ご発言に該当するような、落札額と一致するケースはありませんでした。

続きまして、JV、共同企業体や入札参加資格の格付け、それから、指名業者数等のご発言につきましては、村内業者への発注機会の確保等を念頭にしたものと、解釈いたしました。JVによる対応が必要な工事が発生した場合には、これまでのように必要な要領の制定などを行うこととなりますけれども、あくまでも、法令等に反することがないように、国や県の制度、通達等を参考にしながら対応してまいります。保育園の工事につきましては、全体の事業規模、内容が決まったのちに、一括発注か工種ごとの分割発注かなど、発注方法を検討することとなりますけれども、村内の事業者には、参加の機会が増えるよう、検

討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） はい、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 今、村長がコアニティー建設のことを触れましたので、若干、耳に入れてお聞きしたいと思います。確かに、入札が2回で、だめで随契したということですが、その業者はその後、突然と事業を縮小ですか、建設業界からいったん消えるような状況になった訳です。村内の建設会社等で、その箇所箇所の物件、例えば塗装工事や外構工事等を、請け負った村内業者がおりましたが、未だ、お金ももらっていないというような状況にあるような気がします。ですから業者の選定にあたっては、間違いのないような業者にしてもらいたいと思います。村長、その点はどう思っていますか。

○議長（伊藤敏夫） はい、小林村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 業者選定につきましては、選定の委員会がございますので、その中で、法令等を遵守しながら、きちっと選定をしていただくというふうなことを考えております。

○議長（伊藤敏夫） はい、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） いずれ、今回の県の収賄事例について、個人的には元部長さんは、村には非常に尽くしてくれた方であり、小阿仁川水系では、現在も雑木の伐採をやっていますが、河川改修や歩道整備、あるいは萩形ダムの適切な放流など、今でも本当に信じられない限りで、残念至極でなりません。村には商工会に登録している建設業会員は31名とのことで、年々、減少しつつあり、後継者を育てるためにも是非とも、他の市町村でも実施している、共同企業体の入札も必要と思われるので、他の町村と差の出ないように、心がけてください。村長、答弁ありますか。

○議長（伊藤敏夫） はい、小林村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 指名審査委員会のなかで、いろんなかたちでの条件設定のなかで、該当する業者が指名になるというふうなことがまず、1つであります。それからJVにつきましてもですね、状況によって、その内容によってですね。いろんなかたちで、その特殊性に鑑み、JVによる指名による対応というふうな場合もありますし、それについては、その要件要件によって、対応が変わりますので、それは今後、その内容について、国、県からの指導を受けながら、適正に対応させていただきたい。先ほども申し上げたとおり、あくまでも、村内業者ができるだけ仕事ができるような条件になるような対応をとらせていただきたいというふうなことを申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤敏夫） はい、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） ひとつよろしく申し上げます。今回は少し、質問を勉強する時間がありませんでしたので、もの足りなかったと思いますが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤敏夫） これで伊藤秀明君の質問を終わります。

消毒・マイク交換・換気のため、暫時休憩します。